



# 鳥取県公報

平成 30 年 7 月 20 日 (金)  
第 9 0 2 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (461・462) (企業支援課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の変更 (463) (農地・水保全課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (464) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (465) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (466) (〃) . . . . . 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第461号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) スーパーセンタートライアル鳥取千代水店 鳥取市千代水四丁目27ほか
  - (2) スーパーセンタートライアル境港店 境港市夕日ヶ丘二丁目6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
- 4 変更年月日  
平成29年6月19日
- 5 届出年月日  
平成30年5月18日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成30年7月20日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び大規模小売店舗の所在地の市役所
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

## 鳥取県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル叶店 鳥取市叶字道ノ下153-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) トライアル鳥取叶店  
変更後 スーパーセンタートライアル叶店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司
- 4 変更年月日  
平成29年10月15日ほか
- 5 届出年月日  
平成30年5月18日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成30年7月20日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第463号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(畑地帯担い手支援型)) 中山3期地区 農業用排水)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成30年7月20日から同年8月9日まで
- 3 縦覧に供する場所  
大山町役場
- 4 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

---

**鳥取県告示第464号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市和田町字浜田灘東1の6・字二割屋敷東3688の18・富益町字新開壱1の17・字新開式22の10・

22の12・字新開参 24の3・24の4・26の16・26の17（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開四 50の10、50の11（次の図に示す部分に限る。）、51の8、53の9、字新開五 54の3・56の9・57の8・字新開六 67の14・68の13・69の17・字新開七 70の10・70の11・71の7（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開八 99の2、100の3、100の5・112の9・112の10・字新開九 121の3・128の4・136の4・字新開拾 139の9・140の11・154の5・155の7・字新開拾壹 164の8・185の5・188の5・198の7・字新開拾貳 208の4・210の8・225の10・字新開拾参 226の8・226の10・230の5（以上20筆について次の図に示す部分に限る。）、233の7、236の9、夜見町字砂浜三 3097の20・3097の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3099の8、字砂浜四 3100の9、3101の10・3101の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字砂浜五 3103の21、3103の27・3103の28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東1の6・字二割屋敷東3688の18・富益町字新開壹 1の17・字新開貳 22の10・22の12・字新開参 24の3・24の4・26の16・26の17（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開四 50の10、50の11（次の図に示す部分に限る。）、51の8、53の9、字新開五 54の3・56の9・57の8・字新開六 67の14・68の13・69の17・字新開七 70の10・70の11・71の7（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開八 99の2、100の3、100の5・112の9・112の10・字新開九 121の3・128の4・136の4・字新開拾 139の9・140の11・154の5・155の7・字新開拾壹 164の8・185の5・188の5・198の7・字新開拾貳 208の4・210の8・225の10・字新開拾参 226の8・226の10・230の5（以上20筆について次の図に示す部分に限る。）、233の7、236の9、夜見町字砂浜三 3097の20・3097の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3099の8、字砂浜四 3100の9、3101の10・3101の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3102の10、字砂浜五 3103の21、3103の27・3103の28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第465号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	訪問リハビリテーション 弓浜ゆうとびあ	米子市大崎1511-1	平成30年7月1日	訪問リハビリテーション

**鳥取県告示第466号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	訪問リハビリテーション 弓浜ゆうとぴあ	米子市大崎1511-1	平成30年7月1日	介護予防訪問リハビリテーション

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月20日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行為の 許可年月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしようと する森林 の土地の 面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
Sun Station Hikari VII 合同会社 代表社員 一 般社団法人 I SS7 職務執 行者 ブル ス・ダリントン	東京都港区芝公園一丁目3-1	倉吉市和田地内	太陽光発電施設の設置	63.3801ヘクタール	41.0908ヘクタール	15.5912ヘクタール	平成30年7月4日から平成32年6月30日まで	平成30年7月4日